

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年2月8日
【計算期間】	第22期（自平成30年5月11日至平成30年11月12日）
【ファンド名】	BNPパリバ・ブラジル・ファンド（株式型）
【発行者名】	BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 土岐 大介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウノースタワー
【事務連絡者氏名】	入山 小枝子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウノースタワー
【電話番号】	03-6377-2882
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

目 的

当ファンドは、BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）への投資を通じて、主として、ブラジル連邦共和国（以下「ブラジル」といいます。）国内に本社を置く企業、もしくはブラジル国内にて主に事業活動を営む企業が発行する株式等に実質的に投資を行い、中長期的に投資信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

信託金限度額

3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドの、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分は、下記の通りです。

（該当する商品分類と属性区分を網掛け表示しています。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単 位 型	国 内	株 式
	海 外	債 券
		不動産投信
		その他資産
追 加 型		（ ）
	内 外	資産複合

《 商品分類の定義 》

単位型投信・追加型投信の区分

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

投資対象地域による区分

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産による区分

株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ ²
--------	------	--------	------	--------------------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式)) 1	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

1 投資収益は実質的にブラジルの株式の動きに応じて決まりますが、組入れている資産そのものは投資信託（マザーファンド）です。

2 「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

《 属性区分の定義 》

投資対象資産による属性区分

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

決算頻度による属性区分

年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

投資対象地域による属性区分

中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資形態による属性区分

ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分に基づき記載しております。

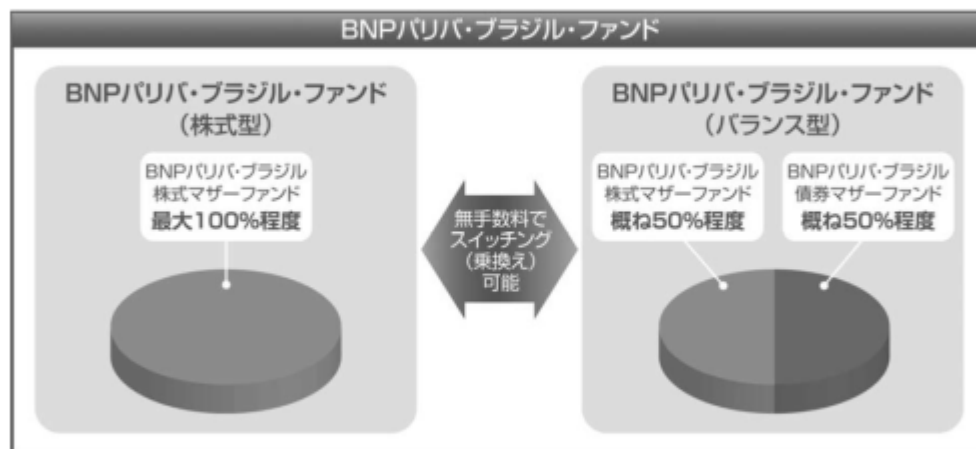
当ファンド以外の商品分類及び属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

1

「BNPパリバ・ブラジル・ファンド」は、ブラジルの企業の株式等に投資する「BNPパリバ・ブラジル・ファンド(株式型)」と、ブラジルの企業の株式等とブラジルの公社債に投資する「BNPパリバ・ブラジル・ファンド(バランス型)」の2本のファンドで構成されております。

投資者のご判断により、両ファンド間でのスイッチング(乗換え)が活用できる仕組みとなっております。



- ブラジル企業の株式への投資は、「BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド」を通じて行います。
- ブラジルの公社債への投資は、「BNPパリバ・ブラジル債券マザーファンド」を通じて行います。
- 「BNPパリバ・ブラジル・ファンド(バランス型)」における「BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド」と「BNPパリバ・ブラジル債券マザーファンド」の各組入比率は、純資産総額の概ね50%程度を基本とします。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記の基本の組入比率(50%程度)より乖離する場合があります。

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(株式型)は、投資対象に一般社団法人投資信託協会の規則に定める比率を超える支配的な銘柄が存在したまたはその可能性が高い「特化型運用」を行います。当ファンドはブラジル企業の株式等を主要投資対象としており、特定の銘柄に投資が集中することによって支配的な銘柄が存在する可能性があるため、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

2

外貨建資産への実質的な投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。

BNPパリバ・ブラジル・ファンドは、主にブラジル・リアル建ての株式及び債券に実質的に投資します。為替変動リスクを回避するための為替ヘッジを原則行いませんので、為替相場の変動で基準価額が変動いたします。

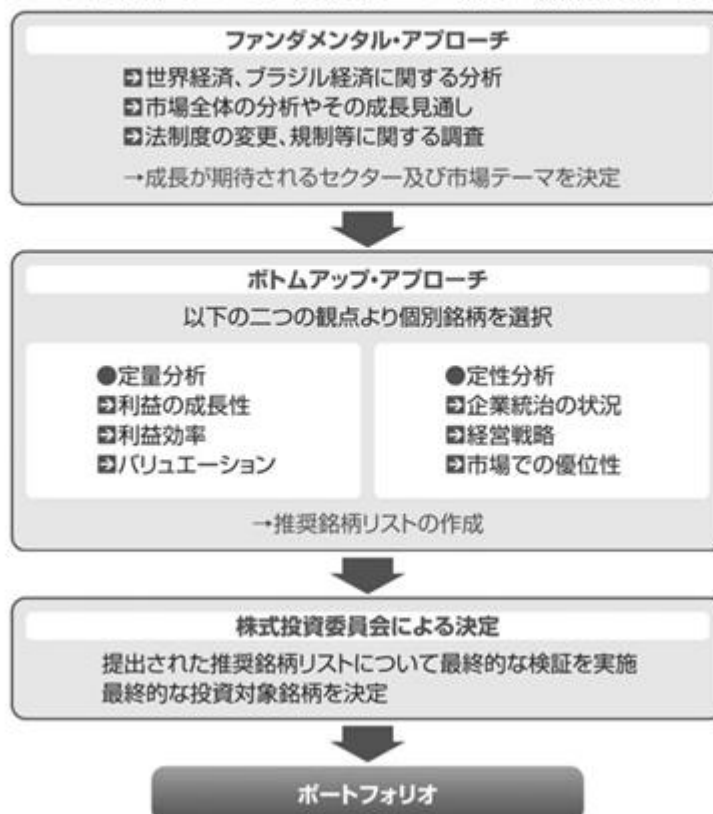
3

BNPパリバ・アセットマネジメント・ブラジル(BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Brasil LTDA.)に、「BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド」及び「BNPパリバ・ブラジル債券マザーファンド」の運用指図に関する権限を委託します。

BNPパリバ・アセットマネジメント・ブラジル(BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Brasil LTDA.)は、BNPパリバグループの資産運用部門におけるブラジルの拠点であり、平成10年に設立され、ブラジルをはじめとする中南米市場に特化した資産運用業務を行っております。

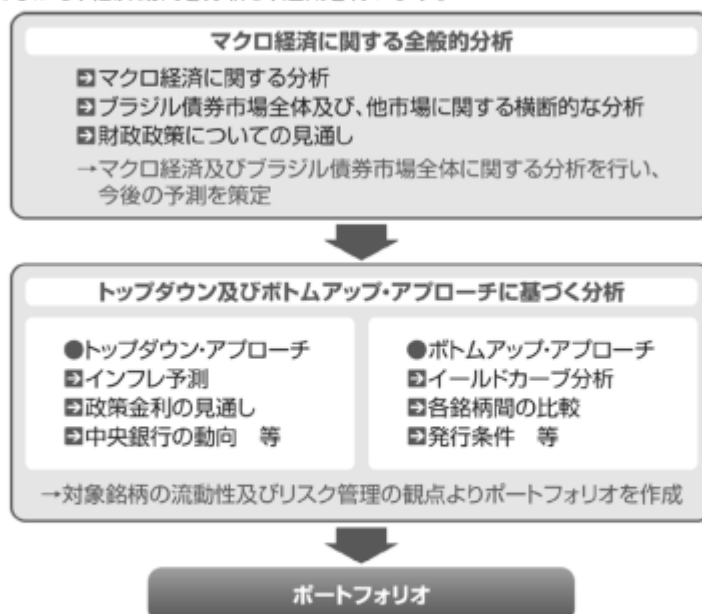
■ BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンドの投資プロセス

株価は企業業績やその予測、及び企業活動を取巻く国内外の経済環境の動向に応じ変動いたします。BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンドでは、マクロ経済を中心とした分析を通じ有望なセクターや市場テーマを決定するファンダメンタル・アプローチを活用する一方、個別企業の業績やその予想、個別企業の経営状況等について調査するボトムアップ・アプローチを併用することで、より最適なポートフォリオの構築を目指しております。



■ BNPパリバ・ブラジル債券マザーファンドの投資プロセス

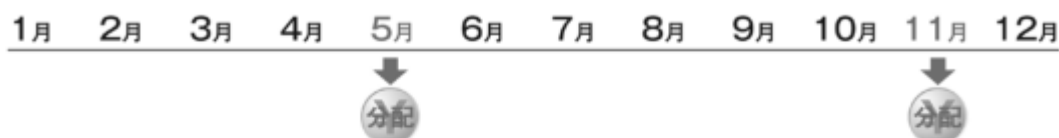
BNPパリバ・ブラジル債券マザーファンドは、中長期的な経済環境を見通して運用を行います。また、金利、信用スプレッドに焦点を当てながら、経済動向を分析し、運用を行います。



決算時に、基準価額の水準等を勘案して、運用実績に応じた収益の分配を目指します。

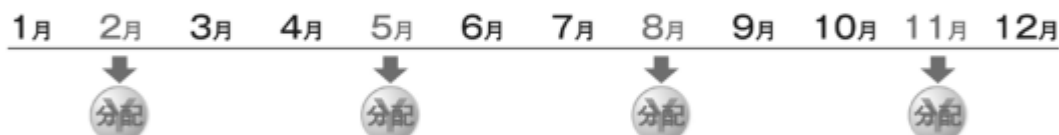
<BNPパリバ・ブラジル・ファンド(株式型)>

毎年5月10日、11月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益の分配を行います。



<BNPパリバ・ブラジル・ファンド(バランス型)>

毎年2月10日、5月10日、8月10日、11月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益の分配を行います。



- 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合、分配を行わないこともあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

資金動向、市況動向、その他の要因（償還の準備に入ったとき等を含みます。）等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

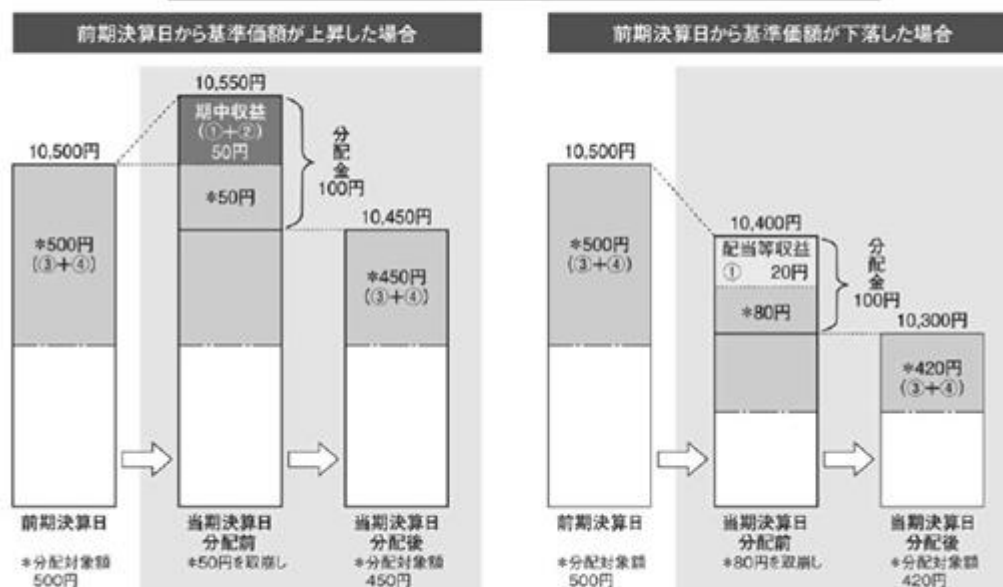
〔収益分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金及び

④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

● 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後述「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

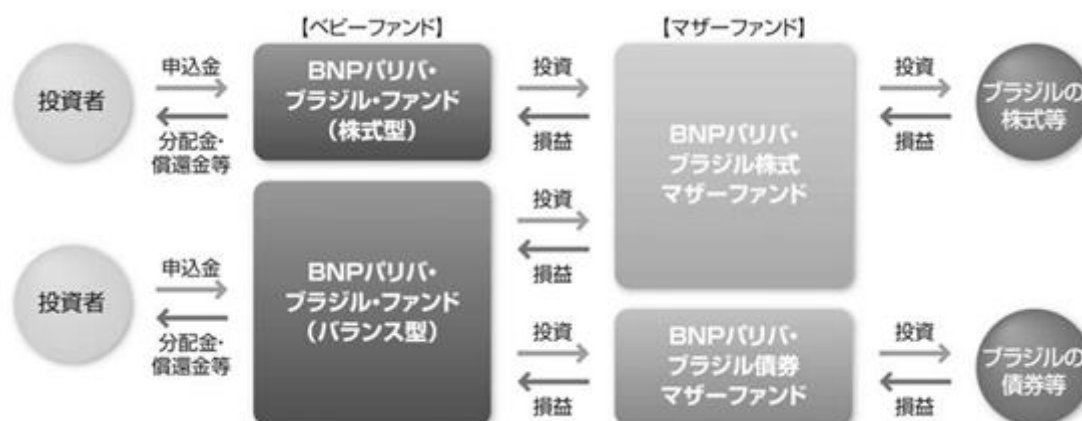
(2) 【ファンドの沿革】

2007年11月16日 信託契約締結、当ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

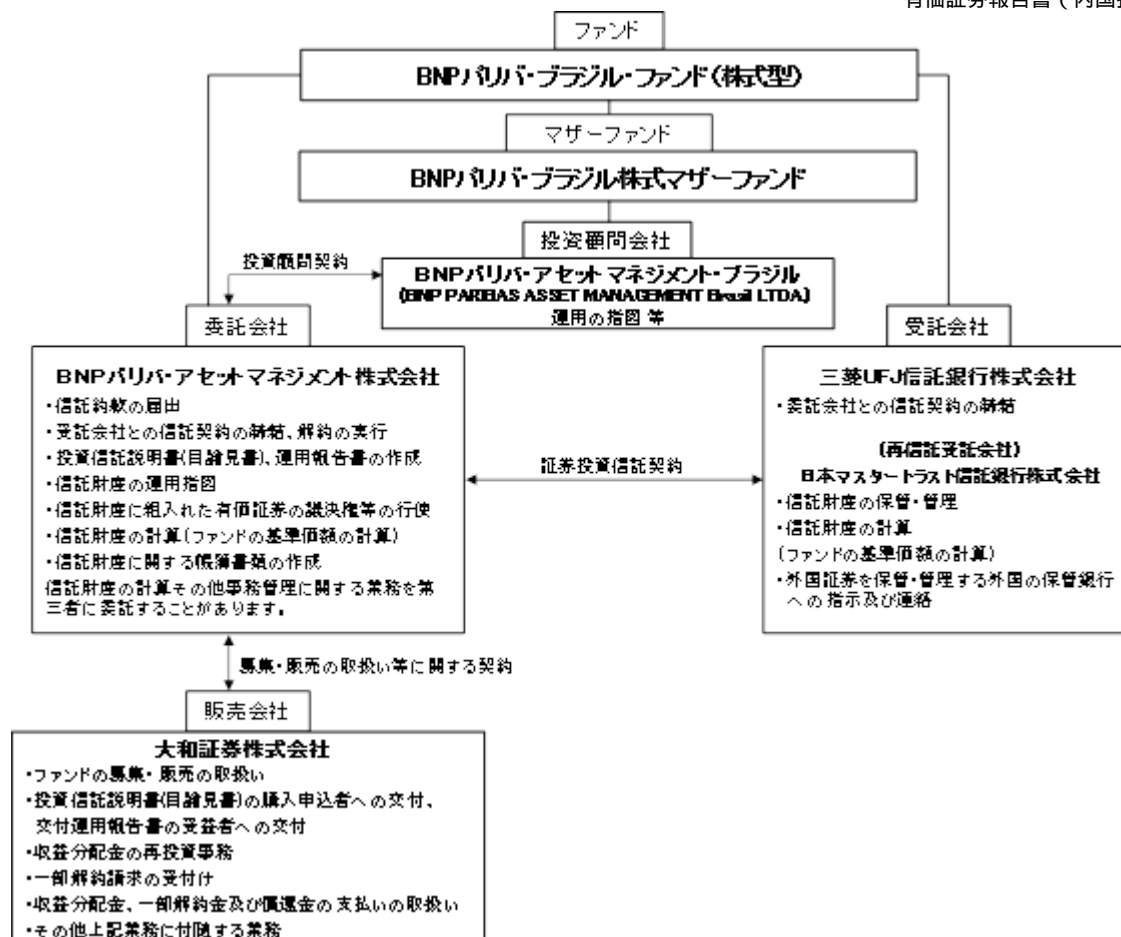
a. ファンドの仕組み

「BNPパリバ・ブラジル・ファンド(株式型)」は、ファミリーファンド方式で行います。



ファミリーファンド方式とは、投資者の皆さまの資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

b. ファンドの関係法人及び委託会社が関係法人と締結している契約等の概要



ファンドの関係法人

名 称	関係業務の内容
《委託会社》 BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。マザーファンドの運用の指図に関する権限をBNPパリバ・アセットマネジメント・ブラジル(BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Brasil LTDA.)に委託します。
《受託会社》 三菱UFJ信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《再信託受託会社》 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。
《投資顧問会社》 BNPパリバ・アセットマネジメント・ブラジル (BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Brasil LTDA.)	マザーファンドに関して、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図等を行います。
《販売会社》 大和証券株式会社	当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金、一部解約金及び償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資事務等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

*証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社及び受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

*募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

*投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間で結ばれる契約で、委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に関する業務の内容等が定められています。

c. 委託会社等の概況（2018年12月末現在）

資本金 1億円

沿革

1998年11月9日 会社設立
 1998年11月30日 証券投資信託委託業の免許取得
 1999年2月26日 証券投資顧問業の登録
 2000年6月20日 投資一任契約業務の認可取得
 2000年8月1日 パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける
 2000年8月1日 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更
 2010年7月1日 フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併
 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社に社名変更
 2017年12月1日 BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社に社名変更

大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Holding BNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディング	フランス共和国、 パリ75009、 ブルヴァーオスマン1	169,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 運用方針

当ファンドは、BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、中長期的に信託財産の着実な成長を目的として運用を行います。

b. 投資態度

< BNPパリバ・ブラジル・ファンド（株式型）の投資態度 >

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じ、主として、ブラジルに本社を置く企業、もしくはブラジル国内にて主に事業活動を営む企業が発行する株式等に実質的に投資を行い、中長期的に投資信託財産の成長を目指した運用を行います。ただし、上記の株式等以外に、投資対象企業のADR（米国預託証券）やGDR（グローバル預託証券）等も投資対象とすることがあります。

投資する株式の選定においては、経済状況などを考慮しながら業種別の企業動向等の見通しを行うと同時に、定量および定性的な個別企業の分析を行い、バリュエーション上株価が割安と判断され、かつ企業収益が堅調であると考えられる株式を選択します。

株式への実質的な組入比率は高位に保つことを基本とします。

外貨建資産への実質的な投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向、その他の要因（当初設定日直後、償還の準備に入ったとき等を含みます。）等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

< BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンドの投資態度 >

当ファンドは、主として、ブラジルに本社を置く企業、もしくはブラジル国内にて主に事業活動を営む企業が発行する株式等に投資を行い、中長期的に投資信託財産の成長を目指した運用を行います。ただし、上記の株式等以外に、投資対象企業のADR（米国預託証券）やGDR（グローバル預託証券）等も投資対象とすることがあります。

投資する株式の選定においては、経済状況などを考慮しながら業種別の企業動向等の見通しを行うと同時に、定量および定性的な個別企業の分析を行い、バリュエーション上株価が割安と判断され、かつ企業収益が堅調であると考えられる株式を選択します。

株式への組入比率は高位に保つことを基本とします。

外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向、その他の要因（当初設定日直後、償還の準備に入ったとき等を含みます。）等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

BNPパリバ・アセットマネジメント・ブラジル(BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Brasil LTDA.)に運用指図に関する権限を委託します。

（２）【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

b. 委託会社は、信託金を、主としてBNPパリバ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された「BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド」の受益証券、ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6ま

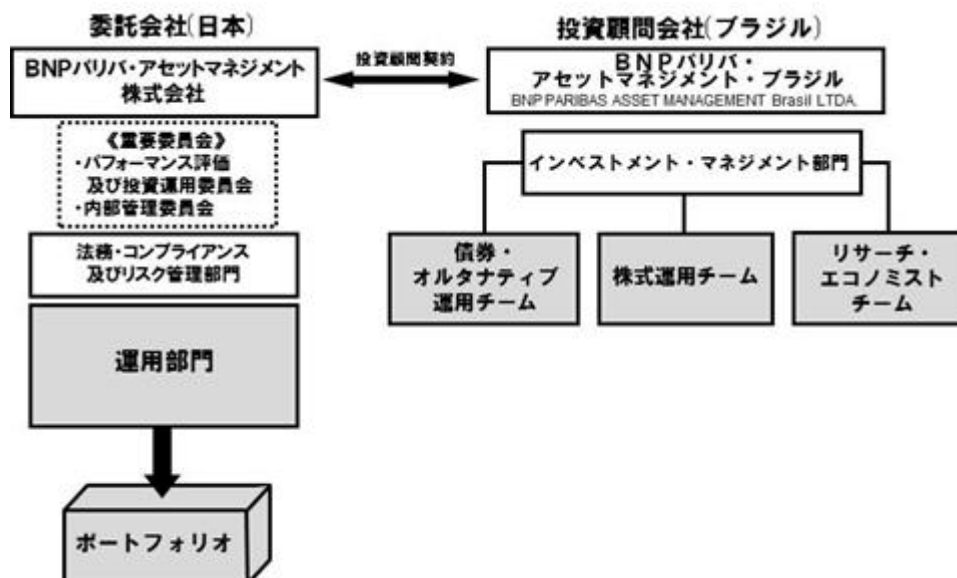
での証券の性質を有するもの、および14の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13および14の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- c. 委託会社は、信託金を、bに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- d. bの規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、cに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

委託会社は、マザーファンドの運用の指図に関する権限をBNPパリバ・アセットマネジメント・ブラジル（BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Brasil LTDA.）に委託します。

マザーファンドの株式や公社債等の売買の指図等は、BNPパリバ・アセットマネジメント・ブラジル（BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Brasil LTDA.）が行います。



委託会社の運用体制

- ・運用部門及びトレーディング部門（10名程度）
運用部門では、市場動向、ポートフォリオ、運用ガイドライン等のモニタリングを行います。トレーディング部門では、運用部門からの指示に基づき、発注業務を行います。
- ・運用委員会（10名程度）
原則として月1回及び随時に開催し、投資環境や投資行動についての報告を行います。また、投資運用活動に関する協議を行い、関連する重要な情報を委員会で共有し、それによって当社の投資運用に関わる業務を効果的に推進します。
- ・内部管理委員会（10名程度）
原則として月1回及び随時に開催し、各部署における自主検査の実施状況及び結果の報告、独立した専任部署による投資リスク、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスクなどの管理状況の確認を行います。あわせて当社における内部管理態勢、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の整備を確実なものとするために必要な協議と情報共有を迅速かつ効果的に行います。
- ・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（5名程度）
取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備及び運用状況についての報告書を受け取っております。

上記の運用体制等は2018年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時（毎年５月10日および11月10日。ただし休業日の場合は翌営業日）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、上記の範囲で、基準価額の水準、市況動向等を勘案して委託会社が決定するものとします。ただし、分配対象額が少額の場合、分配を行わないこともあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（５）【投資制限】**a. 信託約款における投資制限****・ 株式への投資制限**

株式への実質投資割合には制限を設けません。

実質投資割合とは、信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドに属する当該資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受託証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）との合計額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。（以下同じ。）

・ 外資建資産への投資制限

外資建資産への実質投資割合には制限を設けません。

・ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

・ 投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

・ 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

・ デリバティブ取引等にかかる投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

・ 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

・ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

・ 信用取引の指図範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

・ 先物取引等の運用指図・目的・範囲

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国における店頭市場または外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

・ スワップ取引の運用指図・目的・範囲

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

・ 金利先渡取引の運用指図・目的・範囲

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

・ 同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

・ 有価証券の貸付けの指図および範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

・ 有価証券の空売りの指図および範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または本項の規定において借入れた有価証券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

・ 有価証券の借入れの指図および範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

・ 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

・ 外国為替予約取引の指図および範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。

の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

・ 資金の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ

（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b. 法令による投資制限

- ・ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

当ファンドはリスク商品であり、投資元本は保証されていません。したがって、換金時に投資元本を下回ることがあります。また収益や投資利回り等は未確定の商品です。

a. ファンドのリスク特性

当ファンドは、主にマザーファンドへの投資を通じて、外国の株式や債券など値動きのある有価証券に投資しますので、組入れた有価証券の値動きや為替相場の変動などの影響により、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、当ファンドは、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

- (1) 受益者は、当ファンドの基準価額が、市場における価格変動によって、上昇したり下落したりすること、また権利行使に制限があることに注意をあらう必要があります。

以下は、主なリスクとその要因及び権利行使の制限に関する説明です。

価格変動リスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて主にブラジルの株式や債券など値動きのある有価証券に投資します。株式の価格は政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。また、公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります）。組入株式の価格及び債券価格が下落した場合、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

信用リスク

株式の価格は、発行企業の信用状況によっても変動する場合があります。経営不安や倒産等の重大な危機に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることがあります。また、公社債の価格も発行体の信用状況によって変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利子及び償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、公社債の価格は大きく下落します（利子及び償還金が支払われないこともあります）。その結果、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

為替変動リスク

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクを伴います。原則として為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面では当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合など、機動的に組入銘柄を売却できないことがあります。その結果、売却価格が大きく低下し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

カントリーリスク

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて海外の有価証券に投資しますが、その国の政治・経済及び社会情勢等の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、当ファンドの基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

ファンドが主に実質的に投資するブラジルの証券市場などの先進国以外の国の証券市場は、欧米等の先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいたことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。またそれらの国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。

そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高の好転や悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが金融・証券市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

投資銘柄の集中リスク

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、少数の銘柄に集中して投資する場合があります。このため株式市場もしくは債券市場全体の動きとは異なり、信託財産の価値が大きく上下することがあります。それにより当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

追加設定・一部解約による資金流出入に伴うリスク

ファンドの追加設定及び一部解約による資金の流出入に伴い、基準価額が影響を受ける可能性があります。大量の追加設定もしくは一部解約が行われた場合、株式の売買手数料や市況もしくは取引量の影響等による市場実勢から乖離した価格での株式の組入れ及び売却を行う必要が生じると、当ファンドの基準価額はその影響を受けます。

ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・一部解約による資金の流出入が生じ、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合は、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

権利行使の制限

当ファンドは、お申込日がサンパウロ証券取引所の休業日と同一の場合には、原則としてお申込みはできません。

また、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受付けが取消または中止されることがあります。

(2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(3) 租税に関するリスクファクター

外国の税法による源泉徴収が投資信託からの支払いに影響を与える可能性があります。

外国の税法により、その要求する情報を提供しない特定の投資家に対する支払いに対して、源泉徴収税が課される可能性があります。そのような源泉徴収に係る金額が、当投資信託に係る支払いから源泉徴収される場合、投資信託委託会社又はその他の者が、追加での支払いを求められることはありません。投資しようとしている方は、「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い <外国の税法に関する開示> 外国の税法」の部分をご参照ください。

外国の税法による報告により、投資家の当投資信託の保有に関して開示しなければならない場合があります。

外国の税法により、当投資信託の保有者の情報を集めて、関係する税務当局へ開示する必要がある場合があります。開示される情報は、投資家及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者の本人確認情報を含みますが、これに限られません。従って、上記のような情報の報告義務を投資信託委託会社が遵守するため、投資家は自己及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者についての情報に関する投資信託委託会社からの合理的な要求を遵守するよう求められることになります。投資家がそのような要求を遵守しない場合、当投資信託からの支払いに関して当該投資家について源泉徴収又は控除がされることがあります。また、投資信託の一部解約、強制的な売却をされることもあります。

(4) 投資信託に関する一般的なリスク

法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくはは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

(5) 以下の記載事項は、投資信託についての留意事項です。

- ・投資信託は預金または金融債ではありません。
- ・投資信託は保険契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- ・投資信託は元本及び利息を保証する商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口となります。）
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。

b. リスクの管理体制

委託会社では、ファンドが適切に運用されているかどうかを運用部門及びプロダクト部門がモニターします。また、投資顧問会社でもポートフォリオのリスクモニタリング等が行われます。運用部門等におけるリスク管理に加えて、投資リスク管理部門がポートフォリオの市場リスク、信用リスク等の投資リスクを管理します。投資リスク管理部門は、運用部門からは完全に独立した組織として、グループ内のリスク部門に属しております。投資リスク管理部門は、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カウンターパーティーリスク、モデルリスク等の投資リスクの管理と、インベストメント・コンプライアンスに関する業務をカバーしています。業務部門は日々のトレード、約定、決済等、事務面での監視を実施します。更に、運用委員会により定期的にチェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

上記管理体制は、委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

c. 参考情報

■ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(株式型)



■当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(株式型)



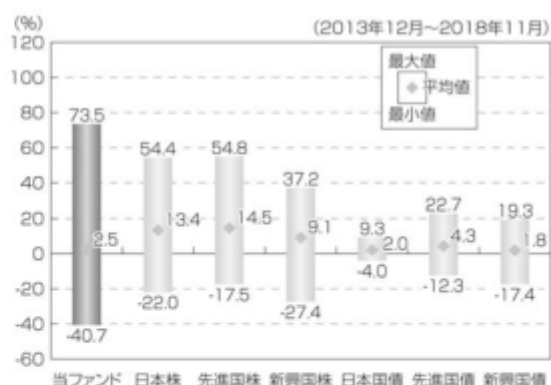
BNPパリバ・ブラジル・ファンド(バランス型)



※上記の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(バランス型)



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、上記の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

(注1) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しております。

(注2) 各指数等に関する著作権等の知的財産権は、開発元もしくは公表元に帰属します(東証株価指数(TOPIX):株式会社東京証券取引所、MSCIコクサイ・インデックス及びMSCIエマージング・マーケット・インデックス:MSCI Inc.、NOMURA-BPI国債:野村證券株式会社、FTSE世界国債インデックス:FTSE Fixed Income LLC、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド:J.P.Morgan Securities Inc.)。なお、各社は当ファンドの運用に関し一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料率は、3.24%（税抜 3.00%）を上限に販売会社が定めるものとします。

申込手数料は、申込時の商品説明及び事務手続きに要する費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。

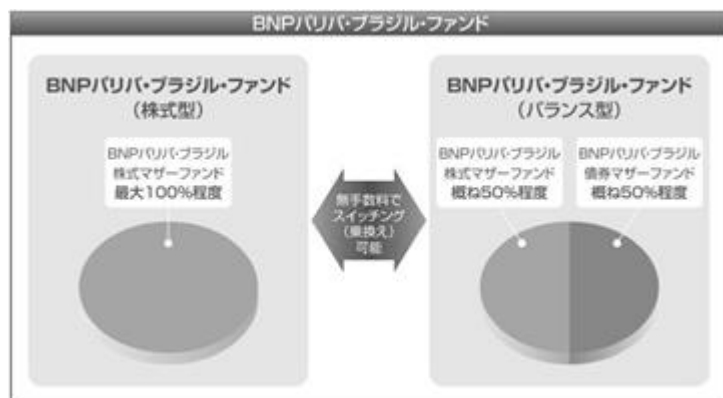
当該申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

販売会社によっては、償還乗換えにより当ファンドの受益権の取得申込みをされる場合には、無手数料等で受付ける場合があります。

にかかわらず、「BNPパリバ・ブラジル・ファンド」を構成する各ファンド（当ファンドを除きます。）の投資者が、保有する当該各ファンドの受益権を換金した手取金をもって当ファンドの受益権の取得申込みを行う場合（スイッチング（乗換え））の申込手数料は、無手数料とします。

< BNPパリバ・ブラジル・ファンドについて >

「BNPパリバ・ブラジル・ファンド」は、「BNPパリバ・ブラジル・ファンド（株式型）」「BNPパリバ・ブラジル・ファンド（バランス型）」から成り、両ファンド間では、投資者のご判断により、無手数料でスイッチング（乗換え）が可能です。



スイッチング（乗換え）とは、「BNPパリバ・ブラジル・ファンド」を構成する各ファンドの投資者が、保有する当該各ファンドの受益権を換金した手取金をもって、他の構成ファンドの受益権の取得申込みを行うことをいいます。

申込みには「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。「分配金再投資コース」の場合、収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）に際し、手数料はかかりません。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの日々の純資産総額に年率1.836%（税抜1.700%）を乗じて得た額とします。信託報酬の配分は以下の通りです。

信託報酬の総額		年率1.836%（税抜 1.700%）	
配分	委託会社	年率0.864%（税抜 0.800%）	委託した資金の運用の対価
	販売会社	年率0.864%（税抜 0.800%）	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年率0.108%（税抜 0.100%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

信託報酬は、毎日計算され、ファンドの毎計算期末または償還時にファンドからご負担いただきます。

信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

委託会社の報酬には、BNPパリバ・アセットマネジメント・ブラジルへの投資顧問報酬が含まれます。なお、投資顧問報酬の額は、委託を受けた者と委託会社との間で別途合意されるところに従うものとします。

（４）【その他の手数料等】

売買・保管等に要する費用

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。

諸経費

信託財産に関する租税、監査法人等に支払うファンドの財務諸表の監査に要する費用、その他信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドにかかる監査費用ならびに当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を、原則として当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

その他の手数料等は、定時または随時に見直されるものや、運用資産の状況等により異なるものであるため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

上記（１）から（４）までの手数料等の合計額またはその上限については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（2018年11月末現在）。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

●個人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金のうち普通分配金は、配当所得として、原則20%（所得税15%、地方税5%）の源泉徴収課税が行われます。ただし、2037年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

2037年12月31日まで	2038年1月1日以降
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）	20%（所得税15%、地方税5%）

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）は、譲渡所得として、原則20%（所得税15%、地方税5%）の申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

2037年12月31日まで	2038年1月1日以降
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）	20%（所得税15%、地方税5%）

* 収益分配金（普通分配金）については、源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合には、上場株式等及び特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡損との通算を行うことができます。

* 一部解約金及び償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額として取り扱われ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、上場株式等に係る配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金、配当金に限り、）及び譲渡所得等、特定公社債等の利子所得等との損益通算を行うことができます。

●法人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金（普通分配金）に対する源泉徴収税率は、原則15%（所得税）となります。ただし、2037年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

2037年12月31日まで	2038年1月1日以降
15.315%（所得税）	15%（所得税）

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額の個別元本超過額に対する源泉徴収税率は、原則15%（所得税）となります。ただし、2037年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

2037年12月31日まで	2038年1月1日以降
15.315%（所得税）	15%（所得税）

* 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合などにより算出方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせください。

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託における収益分配金には、課税扱いになる「普通分配金」と非課税扱いになる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合

には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 外国の税法に関する開示 >

外国の税法

外国の税法は、新しい報告体制を課し、金融機関が受け、又は行う、特定の支払いに対して源泉徴収がされる場合があります。当投資信託は金融機関に分類されます。

外国の税法に基づき、関係する税務当局へ投資家の特定の情報を報告する必要がある場合があります。開示される情報は、投資家及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者の本人確認情報を含みますが、これに限られません。従って、上記のような情報の報告義務を投資信託委託会社が遵守するため、投資家は自己及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者についての情報に関する投資信託委託会社からの合理的な要求を遵守するよう求められることとなります。投資家がそのような要求を遵守しない場合、当投資信託からの支払いに関して当該投資家について源泉徴収又は控除がされることがあります。また、投資信託の一部解約、強制的な売却をされることもあります。

外国の税法の遵守のため、以下の通り各納税者に通知します。(A)ここに記載された税金に関する説明は、各納税者に課される外国の租税に関する罰則を回避する目的で書かれたものではなく、また、そのために利用することはできません。(B)このような税金の記載はここに記載された取引や事項を促進又は勧誘することを支援するために書かれています。(C)納税者は独立した税務アドバイザーから当該納税者の個別の状況に基づいたアドバイスを受けるべきです。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

NISA（少額投資非課税制度）及びジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）の適用が可能です。

NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得等が一定の期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方です。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】（平成30年11月末現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	8,675,083,631	99.44
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		48,976,882	0.56
合計（純資産総額）		8,724,060,513	100.00

*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】（平成30年11月末現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

（主要銘柄の明細）

国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	BNPパリバ・ブラジル 株式マザーファンド	14,265,883,295	0.6085	8,680,789,986	0.6081	8,675,083,631	99.44

*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.44
合計	99.44

*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

ファンドの各計算期間末日および平成30年11月末前1年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

期		純資産総額（円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第3期末	（平成21年 5月11日）	54,904,857,108	54,904,857,108	5,782	5,782
第4期末	（平成21年11月10日）	78,606,399,975	78,606,399,975	8,280	8,280
第5期末	（平成22年 5月10日）	67,191,265,794	67,191,265,794	7,363	7,363
第6期末	（平成22年11月10日）	66,876,110,977	66,876,110,977	8,058	8,058
第7期末	（平成23年 5月10日）	53,420,870,511	53,420,870,511	7,432	7,432
第8期末	（平成23年11月10日）	36,008,950,458	36,008,950,458	5,762	5,762
第9期末	（平成24年 5月10日）	30,052,412,429	30,052,412,429	5,524	5,524
第10期末	（平成24年11月12日）	26,138,573,017	26,138,573,017	5,174	5,174
第11期末	（平成25年 5月10日）	29,874,075,260	29,874,075,260	6,611	6,611
第12期末	（平成25年11月11日）	21,746,877,370	21,746,877,370	5,341	5,341
第13期末	（平成26年 5月12日）	20,704,976,946	20,704,976,946	5,694	5,694
第14期末	（平成26年11月10日）	18,314,257,652	18,314,257,652	5,479	5,479

第15期末	(平成27年 5月11日)	15,817,161,209	15,817,161,209	5,067	5,067
第16期末	(平成27年11月10日)	9,584,665,284	9,584,665,284	3,263	3,263
第17期末	(平成28年 5月10日)	9,214,195,020	9,214,195,020	3,321	3,321
第18期末	(平成28年11月10日)	11,286,061,048	11,286,061,048	4,333	4,333
第19期末	(平成29年 5月10日)	11,846,744,174	11,846,744,174	4,951	4,951
第20期末	(平成29年11月10日)	11,369,705,399	11,369,705,399	5,258	5,258
第21期末	(平成30年 5月10日)	9,752,905,165	9,752,905,165	5,024	5,024
第22期末	(平成30年11月12日)	8,922,022,890	8,922,022,890	4,945	4,945
平成29年11月末日		10,986,232,766	—	5,127	—
12月末日		11,002,569,621	—	5,304	—
平成30年 1月末日		11,786,166,769	—	5,784	—
2月末日		11,216,527,756	—	5,627	—
3月末日		10,564,348,812	—	5,365	—
4月末日		10,330,837,090	—	5,302	—
5月末日		8,457,469,062	—	4,349	—
6月末日		7,562,433,770	—	3,964	—
7月末日		8,759,918,304	—	4,626	—
8月末日		7,263,642,044	—	3,889	—
9月末日		7,959,423,155	—	4,298	—
10月末日		9,085,900,290	—	5,004	—
11月末日		8,724,060,513	—	4,938	—

* 基準価額は1万口当たり

【分配の推移】

期	計算期間	分配金（円）
第3期	平成20年11月11日～平成21年 5月11日	0
第4期	平成21年 5月12日～平成21年11月10日	0
第5期	平成21年11月11日～平成22年 5月10日	0
第6期	平成22年 5月11日～平成22年11月10日	0
第7期	平成22年11月11日～平成23年 5月10日	0
第8期	平成23年 5月11日～平成23年11月10日	0
第9期	平成23年11月11日～平成24年 5月10日	0
第10期	平成24年 5月11日～平成24年11月12日	0
第11期	平成24年11月13日～平成25年 5月10日	0
第12期	平成25年 5月11日～平成25年11月11日	0
第13期	平成25年11月12日～平成26年 5月12日	0
第14期	平成26年 5月13日～平成26年11月10日	0
第15期	平成26年11月11日～平成27年 5月11日	0
第16期	平成27年 5月12日～平成27年11月10日	0
第17期	平成27年11月11日～平成28年 5月10日	0
第18期	平成28年 5月11日～平成28年11月10日	0
第19期	平成28年11月11日～平成29年 5月10日	0
第20期	平成29年 5月11日～平成29年11月10日	0
第21期	平成29年11月11日～平成30年 5月10日	0
第22期	平成30年 5月11日～平成30年11月12日	0

* 分配金は1万口当たり

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第3期	平成20年11月11日～平成21年 5月11日	43.2
第4期	平成21年 5月12日～平成21年11月10日	43.2
第5期	平成21年11月11日～平成22年 5月10日	11.1
第6期	平成22年 5月11日～平成22年11月10日	9.4
第7期	平成22年11月11日～平成23年 5月10日	7.8
第8期	平成23年 5月11日～平成23年11月10日	22.5
第9期	平成23年11月11日～平成24年 5月10日	4.1
第10期	平成24年 5月11日～平成24年11月12日	6.3
第11期	平成24年11月13日～平成25年 5月10日	27.8
第12期	平成25年 5月11日～平成25年11月11日	19.2
第13期	平成25年11月12日～平成26年 5月12日	6.6
第14期	平成26年 5月13日～平成26年11月10日	3.8
第15期	平成26年11月11日～平成27年 5月11日	7.5
第16期	平成27年 5月12日～平成27年11月10日	35.6
第17期	平成27年11月11日～平成28年 5月10日	1.8
第18期	平成28年 5月11日～平成28年11月10日	30.5
第19期	平成28年11月11日～平成29年 5月10日	14.3
第20期	平成29年 5月11日～平成29年11月10日	6.2
第21期	平成29年11月11日～平成30年 5月10日	4.5
第22期	平成30年 5月11日～平成30年11月12日	1.6

* 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

当ファンドの各計算期間における設定および解約の実績は次の通りです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第3期	平成20年11月11日～平成21年 5月11日	2,159,891,734	4,848,920,165	94,962,034,531
第4期	平成21年 5月12日～平成21年11月10日	7,180,144,670	7,209,589,100	94,932,590,101
第5期	平成21年11月11日～平成22年 5月10日	2,677,836,758	6,352,411,390	91,258,015,469
第6期	平成22年 5月11日～平成22年11月10日	1,367,671,076	9,637,101,135	82,988,585,410
第7期	平成22年11月11日～平成23年 5月10日	198,409,689	11,303,082,857	71,883,912,242
第8期	平成23年 5月11日～平成23年11月10日	633,354,862	10,018,363,181	62,498,903,923
第9期	平成23年11月11日～平成24年 5月10日	439,953,673	8,531,922,159	54,406,935,437
第10期	平成24年 5月11日～平成24年11月12日	537,167,139	4,421,742,889	50,522,359,687
第11期	平成24年11月13日～平成25年 5月10日	922,297,859	6,252,825,692	45,191,831,854
第12期	平成25年 5月11日～平成25年11月11日	163,002,952	4,634,620,892	40,720,213,914
第13期	平成25年11月12日～平成26年 5月12日	111,774,550	4,468,393,151	36,363,595,313
第14期	平成26年 5月13日～平成26年11月10日	187,675,404	3,123,821,669	33,427,449,048
第15期	平成26年11月11日～平成27年 5月11日	540,784,859	2,753,062,628	31,215,171,279
第16期	平成27年 5月12日～平成27年11月10日	393,273,969	2,238,882,727	29,369,562,521
第17期	平成27年11月11日～平成28年 5月10日	407,894,080	2,032,511,269	27,744,945,332
第18期	平成28年 5月11日～平成28年11月10日	363,624,289	2,060,315,076	26,048,254,545
第19期	平成28年11月11日～平成29年 5月10日	461,839,853	2,581,276,288	23,928,818,110
第20期	平成29年 5月11日～平成29年11月10日	1,256,265,861	3,560,642,560	21,624,441,411
第21期	平成29年11月11日～平成30年 5月10日	198,418,265	2,408,355,440	19,414,504,236

第22期	平成30年 5月11日～平成30年11月12日	226,910,510	1,600,612,419	18,040,802,327
------	-------------------------	-------------	---------------	----------------

* 本邦以外における設定、解約はありません。

参考：BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド

（１）投資状況（平成30年11月末現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	ブラジル	9,982,148,190	94.72
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		556,397,589	5.28
合計（純資産総額）		10,538,545,779	100.00

* 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）投資資産（平成30年11月末現在）

投資有価証券の主要銘柄

（主要銘柄の明細）

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資 比率 (%)
1	ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA PREF	銀行	1,127,242	999.01	1,126,129,916	1,070.14	1,206,311,263	11.45
2	ブラジル	株式	BANCO BRADESCO SA-PREF	銀行	581,898	1,050.41	611,236,831	1,145.80	666,741,521	6.33
3	ブラジル	株式	VALE SA	素材	387,200	1,601.53	620,114,739	1,530.88	592,756,736	5.62
4	ブラジル	株式	PETROLEO BRASILEIRO SA ADR	エネルギー	346,600	1,695.24	587,570,808	1,626.02	563,580,300	5.35
5	ブラジル	株式	PETROLEO BRASILEIRO-SPON ADR	エネルギー	360,162	1,534.11	552,529,710	1,471.70	530,052,540	5.03
6	ブラジル	株式	BANCO DO BRASIL SA	銀行	396,000	1,221.86	483,859,782	1,331.86	527,418,778	5.00
7	ブラジル	株式	BANCO BRADESCO SA	銀行	492,776	937.04	461,752,369	1,019.21	502,243,607	4.77
8	ブラジル	株式	BRADESPAR SA PREF	素材	481,500	985.06	474,307,545	927.06	446,382,086	4.24
9	ブラジル	株式	ITAUSA-INVESTIMENTOS ITAU-PR	銀行	1,173,636	340.03	399,073,797	367.70	431,552,530	4.09
10	ブラジル	株式	SUZANO PAPEL E CELULOSE SA	素材	282,556	1,055.50	298,240,065	1,146.09	323,837,206	3.07
11	ブラジル	株式	AMBEV SA	食品・飲料・タバコ	606,554	473.39	287,139,752	489.88	297,139,644	2.82
12	ブラジル	株式	LOJAS RENNER S.A.	小売	220,523	1,096.28	241,756,357	1,161.11	256,052,254	2.43
13	ブラジル	株式	EMBRAER SA	資本財	352,400	599.98	211,435,489	640.32	225,648,768	2.14
14	ブラジル	株式	MINERVA SA RCT	食品・飲料・タバコ	1,333,782	189.88	253,269,196	156.03	208,112,673	1.97
15	ブラジル	株式	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	各種金融	237,403	756.31	179,551,118	843.45	200,238,985	1.90
16	ブラジル	株式	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	公益事業	77,773	2,044.47	159,004,748	2,178.56	169,433,147	1.61

17	ブラジル	株式	CIA BRASILEIRA DE DIS-PREF	食品・生活必需品小売り	64,605	2,378.75	153,679,273	2,459.12	158,871,654	1.51
18	ブラジル	株式	CVC BRASIL OPERADORA E AGENC	消費者サービス	81,700	1,671.36	136,550,337	1,784.65	145,806,134	1.38
19	ブラジル	株式	TIM PARTICIPACOES SA	電気通信サービス	390,862	354.15	138,424,188	354.45	138,544,006	1.31
20	ブラジル	株式	PETROLEO BRAS-PR	エネルギー	186,876	749.54	140,071,485	741.00	138,476,013	1.31
21	ブラジル	株式	IGUATEMI EMP DE SHOPPING	不動産	114,300	1,083.68	123,865,356	1,156.10	132,143,236	1.25
22	ブラジル	株式	COSAN SA	エネルギー	131,720	1,004.78	132,350,570	997.42	131,381,111	1.25
23	ブラジル	株式	LOCALIZA RENT A CAR	運輸	160,155	797.52	127,728,353	819.02	131,170,276	1.24
24	ブラジル	株式	MULTIPLAN EMPREENDIMENTOS	不動産	170,957	661.22	113,040,598	691.84	118,274,891	1.12
25	ブラジル	株式	ESTACIO PARTICIPACOES SA	消費者サービス	144,700	627.64	90,819,922	752.19	108,842,182	1.03
26	ブラジル	株式	MRV ENGENHARIA	耐久消費財・アパレル	274,900	354.75	97,522,133	356.81	98,087,839	0.93
27	ブラジル	株式	FLEURY SA	ヘルスケア機器・サービス	150,900	605.57	91,381,837	640.02	96,579,863	0.92
28	ブラジル	株式	ECORODOVIAS INFRA E LOG SA	運輸	338,100	257.01	86,895,486	277.03	93,663,978	0.89
29	ブラジル	株式	AMBEV SA-ADR	食品・飲料・タバコ	185,087	481.11	89,047,725	487.92	90,307,834	0.86
30	ブラジル	株式	BRF SA	食品・飲料・タバコ	132,405	605.58	80,181,926	662.40	87,705,072	0.83

* 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（種類別及び業種別投資比率）

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	13.48
		素材	14.89
		資本財	2.72
		運輸	2.85
		耐久消費財・アパレル	1.13
		消費者サービス	2.42
		小売	4.10
		食品・生活必需品小売り	1.51
		食品・飲料・タバコ	7.87
		ヘルスケア機器・サービス	1.07
		銀行	32.41
		各種金融	1.90
		保険	0.17
		不動産	2.38
		電気通信サービス	1.93
公益事業	3.90		
合計			94.72

* 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

< 参考情報 > 運用実績（2018年11月30日現在）

■基準価額・純資産の推移 ※基準価額は1万口当たり

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(株式型)

基準価額	4,938円	純資産総額	87億円
------	--------	-------	------



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しております。また、基準価額は信託報酬控除後です。

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(バランス型)

基準価額	5,923円	純資産総額	36億円
------	--------	-------	------



■分配の推移 ※1万口当たり(税引前)

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(株式型)

2016年11月	0円
2017年5月	0円
2017年11月	0円
2018年5月	0円
2018年11月	0円
設定来累計	200円

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(バランス型)

2017年11月	30円
2018年2月	30円
2018年5月	30円
2018年8月	30円
2018年11月	30円
設定来累計	3,010円

■主要な資産の状況 ※純資産比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(株式型) 投資状況

資産の種類	国/地域	純資産比率(%)
BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド受益証券	日本	99.44
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.56
合計		100.00

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(バランス型) 投資状況

資産の種類	国/地域	純資産比率(%)
BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド受益証券	日本	50.50
BNPパリバ・ブラジル債券マザーファンド受益証券	日本	48.54
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.96
合計		100.00

BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド 投資状況

資産の種類	国/地域	純資産比率(%)
株式	ブラジル	94.72
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		5.28
合計		100.00

BNPパリバ・ブラジル債券マザーファンド 投資状況

資産の種類	国/地域	純資産比率(%)
国債証券	ブラジル	98.88
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.12
合計		100.00

BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	業種	純資産比率(%)
1	ITAU UNIBANCO HOLDING SA PREF	銀行	11.45
2	BANCO BRADESCO SA-PREF	銀行	6.33
3	VALE SA	素材	5.62
4	PETROLEO BRASILEIRO SA ADR	エネルギー	5.35
5	PETROLEO BRASILEIRO-SPON ADR	エネルギー	5.03
6	BANCO DO BRASIL SA	銀行	5.00
7	BANCO BRADESCO SA	銀行	4.77
8	BRADSPAR SA PREF	素材	4.24
9	ITAUSA-INVESTIMENTOS ITAU-PR	銀行	4.09
10	SUZANO PAPEL E CELULOSE SA	素材	3.07

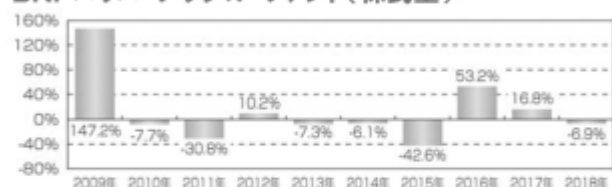
BNPパリバ・ブラジル債券マザーファンド 債券保有銘柄

順位	銘柄名	純資産比率(%)
1	BRAZIL NTN-B 6% 22/8/15	33.21
2	BRAZIL NTN-B 6% 21/5/15	19.94
3	BRAZIL NTN-B 6% 23/5/15	13.81
4	BRAZIL NTN-F 10% 23/1/1	13.42
5	BRAZIL NTN-F 10% 21/1/1	12.90
6	BRAZIL NTN-B 6% 20/8/15	5.21
7	BRAZIL-LFT 2019/3/1	0.39

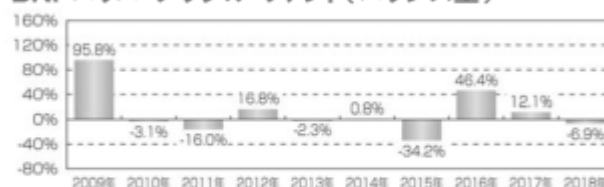
※当該銘柄は当ファンドの説明のためのものであり、当社が取得申込みの勧誘を行うものではありません。

■年間収益率の推移

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(株式型)



BNPパリバ・ブラジル・ファンド(バランス型)



※年間収益率を暦年ベースで表示しております。2018年は年初から11月末までの収益率です。

※収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして算出しております。また、当ファンドにはベンチマークはありません。

*ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

*運用実績は、別途月次等で適時開示しており、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法にてお申込みください。

申込みに「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。「分配金再投資コース」によりお申込みされる場合は、販売会社との間で「積立投資約款」にしたがい契約を締結します。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

お申込みの受付は、原則として毎営業日の午後3時までに行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分として取扱います。なお、午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。ただし、サンパウロ証券取引所の休業日と同一日の場合には、お申込みの受付は行いません。

お申込単位につきましては、販売会社にお問合わせください。

お申込価額は、お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

お申込手数料は、3.24%（税抜3.00%）を上限に販売会社が定めるものとし、

なお、「分配金再投資コース」の場合、収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

当該申込手数料にかかる消費税等相当額が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

販売会社によっては、償還乗換えにより当ファンドの受益権の取得申込みをされる場合には、無手数料等で受け付ける場合があります。

にかかわらず、「BNPパリバ・ブラジル・ファンド」を構成する各ファンド（当ファンドを除きます。）の投資家が、保有する当該各ファンドの受益権を換金した手取金をもって当ファンドの受益権の取得申込みを行う場合（スイッチング（乗換え））の申込手数料は、無手数料とします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

米国人投資家に係る制限

委託会社は米国において投資顧問業の登録を行っておりません。当ファンドは米国において投資手段として登録されておらず、また当ファンドの受益権は1933年米国証券法に基づいて登録されておらず、今後登録される予定もないため、当ファンドの受益権は以下に定義される制限対象者に対して募集または販売することができません。

制限対象者とは、(i) 米国内に所在する人または事業体（米国居住者を含む）、(ii) 米国または米国の州の法律が適用される企業またはその他事業体、(iii) 米国外に所在するすべての米国軍事関係者、または米国の政府もしくは政府関係機関に係るすべての従業員、または(iv) 1933年米国証券法（改正を含む。）におけるレギュレーションSにより「米国人(U.S. Person)」と定義されるその他のすべての者、を指します。

当ファンドは、1974年米国従業員退職所得保障法（改正を含む。）に基づくか否かを問わず、従業員給付制度またはその資産が従業員給付制度の資産の一部を構成する事業体である投資家からの取得の申込みは受け付けません。

2【換金（解約）手続等】

解約のお申込みは、ご購入いただいた販売会社で、所定の方法にてお申込みください。

当ファンドの解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

解約のお申込みの受付は、原則として毎営業日の午後3時までに行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約申込受付分として取扱います。なお、午後3時を過ぎての中途解約のお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。ただし、サンパウロ証券取引所の休業日と同一日の場合には、お申込みの受付は行いません。

解約単位は1口単位とします。ただし、販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

解約価額は、解約申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、解約価額についてのお問合わせは、販売会社または委託会社までご連絡ください。

《委託会社へのお問合わせ先》

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://www.bnpparibas-am.jp/>

解約代金は、原則として解約申込受付日から起算して5営業日目から販売会社にてお支払いします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することまたは既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

の規定により解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして、の規定に準じて算定した価額とします。

買取請求の取扱いは販売会社によって異なりますので、販売会社へお問合わせください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいい、原則として毎営業日に計算されます。外貨建資産の円換算および予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。当ファンドでは便宜上1万口単位で示すことがあります。

当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの受益証券は、計算日の基準価額で評価されます。

マザーファンドの主要投資対象である外国株式は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における金融商品取引所の最終相場で評価しております。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されます。（掲載名「ブラ株式」）

《委託会社へのお問合わせ先》

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://www.bnpparibas-am.jp/>

（2）【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします。

ただし、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、信託約款の規定により、信託を終了する場合があります。

（4）【計算期間】

原則として、毎年5月11日から11月10日まで、および11月11日から翌年5月10日までとします。

ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とします。

（５）【その他】

信託契約の解約

- a. 以下の事由の場合には、当ファンドは、受託会社と合意の上、信託契約を解約（繰上償還）することがあります。この場合、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ・ 受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合。
 - ・ 受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。
- イ. 委託会社は、上記について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ロ. 書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ハ. 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 二. イからハまでの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真に止むを得ない事情が生じている場合であって、上記イからハまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。
- b. 以下の事由の場合には、当ファンドは信託契約を解約（繰上償還）します。
- ・ 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。
 - ・ 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述 bに規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 - ・ 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において委託会社が新受託会社を選任できないとき。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項（上記aの変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- d. 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. bからeまでは、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記aからfにかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなるため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

運用報告書の作成

委託会社は、法令の定めるところにより、毎計算期間終了時及び償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。

関係法人との契約の更改に関する事項

- a. 販売会社
「募集・販売の取り扱い等に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）の有効期間は、契約締結日から1年とし、契約満了日1ヵ月前までに委託会社または販売会社からの意思表示がないときは、自動的に1年間更新され、自動延長後も同様に取扱いします。
- b. 投資顧問会社
投資顧問契約の有効期間は無期限であり、3ヵ月前の書面による通知を行うことにより終了されます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.bnpparibas-am.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

- (1) 当ファンドの信託契約締結当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、均等に分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

- (2) 収益分配金に対する権利

当ファンドの収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として、決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

- (3) 償還金に対する権利

当ファンドの償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として、償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
償還金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

(4) 受益権の換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約することができます。権利行使の方法等については、前述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

解約代金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

第3【ファンドの経理状況】

- （１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （２）当ファンドの計算期間は、6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- （３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期計算期間（平成30年5月11日から平成30年11月12日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

BNPパリバ・ブラジル・ファンド（株式型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第21期 (平成30年5月10日現在)	第22期 (平成30年11月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	166,144,884	171,489,765
親投資信託受益証券	9,697,170,326	8,852,618,617
流動資産合計	9,863,315,210	9,024,108,382
資産合計	9,863,315,210	9,024,108,382
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10,475,037	24,268,856
未払受託者報酬	5,840,392	4,539,312
未払委託者報酬	93,446,184	72,628,878
未払利息	432	446
その他未払費用	648,000	648,000
流動負債合計	110,410,045	102,085,492
負債合計	110,410,045	102,085,492
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2 19,414,504,236	1, 2 18,040,802,327
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3 9,661,599,071	3 9,118,779,437
（分配準備積立金）	1,903,815,573	1,748,456,726
元本等合計	9,752,905,165	8,922,022,890
純資産合計	9,752,905,165	8,922,022,890
負債純資産合計	9,863,315,210	9,024,108,382

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第21期 自 平成29年11月11日 至 平成30年 5月10日	第22期 自 平成30年 5月11日 至 平成30年11月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	337,407,576	154,551,709
営業収益合計	337,407,576	154,551,709
営業費用		
支払利息	70,958	53,486
受託者報酬	5,840,392	4,539,312
委託者報酬	1 93,446,184	1 72,628,878
その他費用	648,000	648,000
営業費用合計	100,005,534	77,869,676
営業利益又は営業損失（ ）	437,413,110	232,421,385
経常利益又は経常損失（ ）	437,413,110	232,421,385
当期純利益又は当期純損失（ ）	437,413,110	232,421,385
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	15,425,332	97,500,818
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	10,254,736,012	9,661,599,071
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,142,328,829	796,913,796
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,142,328,829	796,913,796
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	96,353,446	119,173,595
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	96,353,446	119,173,595
分配金	2 -	2 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	9,661,599,071	9,118,779,437

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成30年11月10日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を平成30年11月12日としております。

(貸借対照表に関する注記)

第21期 (平成30年5月10日現在)	第22期 (平成30年11月12日現在)
1 期首元本額 21,624,441,411円 期中追加設定元本額 198,418,265円 期中解約元本額 2,408,355,440円	1 期首元本額 19,414,504,236円 期中追加設定元本額 226,910,510円 期中解約元本額 1,600,612,419円
2 計算期間末における受益権の総数 19,414,504,236口	2 計算期間末における受益権の総数 18,040,802,327口
3 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、9,661,599,071円であります。	3 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、9,118,779,437円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第21期 自 平成29年11月11日 至 平成30年5月10日
1 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 19,281,881円
2 分配金の計算過程 (自 平成29年11月11日 至 平成30年5月10日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(103,221,286円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(412,759,467円)、及び分配準備積立金(1,800,594,287円)より分配対象収益は2,316,575,040円(1万口当たり1,193円)であります。分配方針により当期は分配を行っておりません。
第22期 自 平成30年5月11日 至 平成30年11月12日

1 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額

14,994,344円

2 分配金の計算過程

（自 平成30年5月11日 至 平成30年11月12日）

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（404,291,160円）、及び分配準備積立金（1,748,456,726円）より分配対象収益は2,152,747,886円（1万口当たり1,193円）ですが、分配方針により当期は分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが親投資信託受益証券を通じて実質的に保有する金融商品の種類は、有価証券（株式）、デリバティブ取引（為替予約取引）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスクを有しております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。これら金融商品に係るリスクについては、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する是正勧告を行っております。また、運用部門及びプロダクト部門においては、運用管理の一環として、個別銘柄のチェックやポートフォリオのモニタリングを行っております。さらに、フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されていることに加えて、独立した管理部門及び法務・コンプライアンス部によるリスク管理体制が敷かれています。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

・金融商品の時価等に関する事項

	第21期 （平成30年5月10日現在）	第22期 （平成30年11月12日現在）
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左

2.時価の算定方法	(1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 - (3) 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 - (3) 上記以外の金融商品 同左
-----------	--	--

(有価証券に関する注記)

第21期（平成30年 5 月10日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	365,662,154
合計	365,662,154

第22期（平成30年11月12日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	59,647,883
合計	59,647,883

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

第21期 （平成30年 5 月10日現在）		第22期 （平成30年11月12日現在）	
一口当たり純資産額	0.5024 円	一口当たり純資産額	0.4945 円
（一万口当たり純資産額	5,024 円）	（一万口当たり純資産額	4,945 円）

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド	14,548,263,956	8,852,618,617	

合計	14,548,263,956	8,852,618,617	
----	----------------	---------------	--

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数字は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託の受益証券であります。なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

区分	注記 番号	（平成30年５月10日現在）	（平成30年11月12日現在）
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		60,036,636	600,702,509
コール・ローン		10,604,366	3,510,000
株式		11,591,447,123	10,104,435,717
未収入金		47,960,506	-
未収配当金		61,874,464	8,418,474
流動資産合計		11,771,923,095	10,717,066,700
資産合計		11,771,923,095	10,717,066,700
負債の部			
流動負債			
未払利息		27	9
流動負債合計		27	9
負債合計		27	9
純資産の部			
元本等			
元本	1, 2	19,217,708,741	17,612,043,149
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）	3	7,445,785,673	6,894,976,458
元本等合計		11,771,923,068	10,717,066,691
純資産合計		11,771,923,068	10,717,066,691
負債純資産合計		11,771,923,095	10,717,066,700

（注）親投資信託の計算期間は、原則として毎年５月11日から11月10日まで及び11月11日から翌年５月10日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
--------------------	--

2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づき処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

（平成30年5月10日現在）	（平成30年11月12日現在）
1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該投資信託の元本額	1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該投資信託の元本額
21,408,321,952円	19,217,708,741円
同期中における追加設定元本額 2,418,588円	同期中における追加設定元本額 79,719,388円
同期中における解約元本額 2,193,031,799円	同期中における解約元本額 1,685,384,980円
同期末における元本の内訳	同期末における元本の内訳
BNPパリバ・ブラジル・ファンド（株式型） 15,829,530,406円	BNPパリバ・ブラジル・ファンド（株式型） 14,548,263,956円
BNPパリバ・ブラジル・ファンド（バランス型） 3,388,178,335円	BNPパリバ・ブラジル・ファンド（バランス型） 3,063,779,193円
計 19,217,708,741円	計 17,612,043,149円
2 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末における受益権の総数	2 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末における受益権の総数
19,217,708,741口	17,612,043,149口
3 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、7,445,785,673円であります。	3 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、6,894,976,458円であります。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（株式）、デリバティブ取引（為替予約取引）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスクを有しております。 当ファンドが行うデリバティブ取引については、信託財産に属する外貨建資金の受渡しを行う際の円貨額を確定させるため、為替予約取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表「（金融商品に関する注記）」に記載しております。

4. 金融商品の時価等に関する事項 の補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表「（金融商品に関する注記）」に記載しております。
----------------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

	（平成30年5月10日現在）	（平成30年11月12日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額は ありません。	同左
2. 時価の算定方法	（１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 （２）デリバティブ取引 - （３）上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 - （３）上記以外の金融商品 同左

（有価証券に関する注記）

（平成30年5月10日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	537,638,954
合計	537,638,954

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（平成30年11月12日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	105,968,872
合計	105,968,872

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（一口当たり情報に関する注記）

（平成30年5月10日現在）	（平成30年11月12日現在）
----------------	-----------------

一口当たり純資産額	0.6126 円	一口当たり純資産額	0.6085 円
（一万口当たり純資産額	6,126 円）	（一万口当たり純資産額	6,085 円）

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	PETROLEO BRASILEIRO SA ADR	346,600	14.94	5,178,204.00	
	PETROLEO BRASILEIRO-SPON ADR	360,162	13.52	4,869,390.24	
	AMBEV SA-ADR	185,087	4.24	784,768.88	
	BRF-BRASIL FOODS SA-ADR	66,329	5.52	366,136.08	
	BANCO BRADESCO-ADR	103	9.49	977.47	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-ADR	22,600	13.56	306,456.00	
米ドル 小計		980,881		11,505,932.67 (1,310,985,968)	
ブラジル リアル	COSAN SA	110,732	34.31	3,799,214.92	
	PETROBRAS-PETROLEO BRAS	18,355	28.13	516,326.15	
	PETROLEO BRAS-PR	186,876	25.46	4,757,862.96	
	BRADSPAR SA PREF	481,500	33.46	16,110,990.00	
	BRASKEM SA-PREF A	58,400	52.79	3,082,936.00	
	FIBRIA CELULOSE SA	55,200	69.70	3,847,440.00	
	SUZANO PAPEL E CELULOSE SA	166,178	34.40	5,716,523.20	
	USINAS SIDER MINAS GER-PF A	445,200	10.02	4,460,904.00	
	VALE SA	357,000	54.65	19,510,050.00	
	EMBRAER SA	352,400	20.38	7,181,912.00	
	IOCHPE-MAXION S.A.	102,500	21.40	2,193,500.00	
	LOCALIZA RENT A CAR	175,900	26.96	4,742,264.00	
	RUMO SA	280,500	16.48	4,622,640.00	
	EVEN CONSTRUTORA E INCORPORA	284,900	4.55	1,296,295.00	
	MRV ENGENHARIA	199,500	11.97	2,388,015.00	
	CVC BRASIL OPERADORA E AGENC	35,700	55.46	1,979,922.00	
	ESTACIO PARTICIPACOES SA	142,600	21.29	3,035,954.00	
	KROTON EDUCACIONAL SA COMMON	418,600	10.35	4,332,510.00	
	B2W COM GLOBAL DO VAREJO	24,900	31.32	779,868.00	
	LOJAS AMERICANAS SA-PREF	258,838	17.26	4,467,543.88	
	LOJAS RENNER S.A.	174,200	36.79	6,408,818.00	
	VIA VAREJO SA	104,500	15.90	1,661,550.00	
	CIA BRASILEIRA DE DIS-PREF	73,205	80.80	5,914,964.00	
	AMBEV SA	804,954	16.08	12,943,660.32	
	BRF SA	132,405	20.57	2,723,570.85	

CAMIL ALIMENTOS SA	46	7.68	353.28	
MINERVA SA	830,964	5.52	4,586,921.28	
MINERVA SA-RTS	1,333,782	0.03	40,013.46	
SAO MARTINHO SA	84,355	19.03	1,605,275.65	
HYPERA SA	96,980	30.00	2,909,400.00	
FLEURY SA	54,100	20.64	1,116,624.00	
QUALICORP CONSULTORIA E COPRETORA DE SEG	65,900	13.79	908,761.00	
BANCO BRADESCO SA	473,576	31.80	15,059,716.80	
BANCO BRADESCO SA-PREF	581,898	35.68	20,762,120.64	
BANCO DO BRASIL SA	395,300	41.50	16,404,950.00	
BANCO SANTANDER BRASIL-UNIT	100	41.65	4,165.00	
ITAU UNIBANCO HOLDING SA PREF	693,095	50.78	35,195,364.10	
ITAUSA-INVESTIMENTOS ITAU-PR	1,173,636	11.55	13,555,495.80	
B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	467,203	25.69	12,002,445.07	
BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	167,900	26.61	4,467,819.00	
DIRECIONAL ENGENHARIA SA	239,600	6.84	1,638,864.00	
IGUATEMI EMP DE SHOPPING	123,800	36.81	4,557,078.00	
MULTIPLAN EMPREENDIMENTOS	221,400	22.46	4,972,644.00	
CIELO SA	275,300	10.60	2,918,180.00	
TELEFONICA BRASIL SA	46,900	43.50	2,040,150.00	
TIM PARTICIPACOES SA	340,400	12.07	4,108,628.00	
ALUPAR INVESTIMENTO SA-UNIT	213,446	18.00	3,842,028.00	
CIA ENERGETICA DE SP-PREF B	2,800	18.49	51,772.00	
CIA ENERGETICA MINAS GER-PRF	100	11.29	1,129.00	
CIA SANEAMENTO DO PARANA-PRF	3	10.17	30.51	
CIA SANEAMENTO UNIT	38	52.42	1,991.96	
ENERGISA SA-UNITS	46,200	35.86	1,656,732.00	
EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	72,900	69.25	5,048,325.00	
ブラジルリアル 小計	13,446,765		287,932,211.83 (8,793,449,749)	
合 計	14,427,646		10,104,435,717 (10,104,435,717)	

（注１）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

（注２）合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計であり、内書で表示しております。

（注３）外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 6銘柄	100.0%	13.0%
ブラジルリアル	株式 53銘柄	100.0%	87.0%

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】平成30年11月30日

資産総額	8,771,281,530円
負債総額	47,221,017円
純資産総額(-)	8,724,060,513円
発行済数量	17,667,177,006口
1口当たり純資産額(/)	0.4938円

(参考)

BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンドの現況

純資産額計算書 平成30年11月30日

資産総額	10,666,902,394円
負債総額	128,356,615円
純資産総額(-)	10,538,545,779円
発行済数量	17,329,662,488口
1口当たり純資産額(/)	0.6081円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手続き等

該当事項はありません。

当ファンドのすべての受益権は、振替受益権であり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（ 7 ） 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（2018年12月末現在）

資本金の額	1億円
発行可能株式総数	500,000株
発行済株式総数	169,000株

（最近5年間における資本金の額の増減）

2014年4月18日に2億5,000万円の増資

2014年8月1日に2億5,000万円の減資

2016年7月26日に2億5,000万円の増資

2016年11月30日に2億5,000万円の減資

2018年11月21日に4億円の増資

2018年12月27日に4億円の減資

b. 委託会社等の機構（2018年12月末現在）

（1）委託会社の機構

会社の意思決定機関として取締役会を設置しています。取締役会は、株主総会において選任された3名以上の取締役（各取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。）から構成され、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。取締役会は、原則として代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故あるときは、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の決議は、原則として、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数によって行います。

また、取締役会が決定した会社の経営方針を執行するために必要となる重要な事項についての審議及び意思決定を的確に行うことにより効果的な経営の推進を図ることを目的として、経営委員会を設置しています。

（2）投資運用の意思決定機構

1. 委託会社の運用体制

・運用部門

運用計画の策定、運用の意思決定、取引の執行、市場動向、ポートフォリオ、運用ガイドライン等のモニタリングを行います。

・運用委員会

原則として月1回及び随時に開催し、投資環境や投資行動についての報告を行います。また、投資運用活動に関する協議を行い、関連する重要な情報を委員会で共有し、それによって当社の投資運用に関わる業務を効果的に推進します。

・リスク管理委員会

原則として月1回及び随時に開催し、運用パフォーマンスと投資リスクの状況及び約款・投資ガイドラインの遵守状況等の報告を行います。また、投資リスク及びオペレーショナル・リスクなどに関する協議を行い、また関連する重要な情報を委員会で共有し、それによって当社の日常業務におけるリスク管理を効果的に推進します。

・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門

取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

・内部管理委員会

原則として月1回及び随時に開催し、各部署における自主検査の実施状況及び結果の報告、独立した専任部署による投資リスク、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスクなどの管理状況の確認を行います。あわせて当社における内部管理態勢、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の整備を確実なものとするために必要な協議と情報共有を迅速かつ効果的に行います。

2. 運用の意思決定プロセス

運用部門が独自に行う調査及びBNPパリバグループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢及び個別企業の分析情報に基づき、運用部門において投資環境（内外経済・産業動向・株式及び債券市場・為替市場等）の分析を行います。

運用部門のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。

運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部門から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部門へのフィードバック及び担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（2018年12月末現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額(単位：億円)
追加型株式投資信託	28	2,389
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	6	362
単位型公社債投資信託	3	2
合計	37	2,754

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。第21期事業年度（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）に係る中間会計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別		第19期 (平成28年12月31日現在)		第20期 (平成29年12月31日現在)		
資産の部						
科 目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額	
流動資産	* 1	千円	千円	千円	千円	
預金			769,217		899,569	
前払費用			8,734		6,619	
未収委託者報酬			392,492		347,529	
未収運用受託報酬			144,893		133,177	
未収収益			194,894		212,728	
未収入金			7,235		4,398	
立替金			391		-	
流動資産計				1,517,860		1,604,022
固定資産						
投資その他の資産			14,324		13,538	
長期差入保証金		8,324		7,538		
その他		6,000		6,000		
固定資産計			14,324		13,538	
資産合計			1,532,184		1,617,560	

期別		第19期 （平成28年12月31日現在）		第20期 （平成29年12月31日現在）	
負債の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			19,299		18,346
未払金			346,138		366,244
未払手数料		121,881		75,196	
未払委託調査費		167,182		192,152	
その他未払金		57,075		98,895	
未払費用			106,351		108,139
未払法人税等			3,799		18,641
賞与引当金			123,298		114,767
役員賞与引当金			31,580		32,158
流動負債計			630,469		658,297
固定負債					
退職給付引当金			282,700		220,737
役員退職慰労引当金			6,542		8,667
資産除去債務			103,910		105,136
固定負債計			393,153		334,541
負債合計			1,023,622		992,838
純資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			100,000		100,000
資本剰余金			846,165		846,165
資本準備金		50,000		50,000	
その他資本剰余金		796,165		796,165	
利益剰余金			437,603		321,443
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		437,603		321,443	
株主資本合計			508,562		624,722
純資産合計			508,562		624,722
負債・純資産合計			1,532,184		1,617,560

（２）【損益計算書】

期別		第19期 自平成28年１月１日 至平成28年12月31日		第20期 自平成29年１月１日 至平成29年12月31日	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			1,359,986		1,159,808
運用受託報酬			414,419		361,192
その他営業収益			669,500		728,121
営業収益計			2,443,906		2,249,122
営業費用					
支払手数料			520,407		365,682
広告宣伝費			818		308
調査費			523,464		501,938
調査研究費		46,697		35,350	
委託調査費		476,767		466,587	
委託計算費			111,582		103,101
営業雑経費			29,699		19,294
印刷費		25,547		15,420	
協会費		4,152		3,874	
営業費用計			1,185,973		990,325
一般管理費					
給料			823,870		785,053
役員報酬		35,083		35,499	
給料・手当		773,013		743,414	
賞与		15,773		6,139	
業務委託費			260,259		245,110
交際費			1,510		1,004
旅費交通費			28,120		23,400
租税公課			1,146		3,301
不動産賃借料			221,348		214,299
賞与引当金繰入額			123,174		111,178
役員賞与引当金繰入額			28,273		23,968
退職給付費用			67,445		51,592
役員退職慰労引当金繰入額			3,572		2,125
諸経費			138,907		151,004
一般管理費計			1,697,628		1,612,039
営業損失（　）			439,694		353,242

期別		第19期 自平成28年1月1日 至平成28年12月31日		第20期 自平成29年1月1日 至平成29年12月31日	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業外収益		千円	千円	千円	千円
受取利息			1		0
為替差益			11,561		-
雑益			7,589		4,244
営業外収益計			19,152		4,245
営業外費用					
株式交付費			1,780		-
為替差損			-		1,001
雑損失			1,174		-
営業外費用計			2,954		1,001
経常損失（ ）			423,496		349,999
特別利益					
受贈益	* 1		-		500,000
特別利益計			-		500,000
特別損失					
割増退職金			10,306		15,200
特別損失計			10,306		15,200
税引前当期純利益又は税引前 当期純損失（ ）			433,803		134,800
法人税、住民税及び事業税		3,800		18,641	
法人税等調整額		-	3,800	-	18,641
当期純利益又は当期純損失 （ ）			437,603		116,159

（３）【株主資本等変動計算書】

第19期
自 平成28年 1 月 1 日
至 平成28年12月31日

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	100,000	50,000	425,551	475,551	129,386	129,386	446,165	446,165
当期変動額								
新株の発行	250,000	250,000		250,000			500,000	500,000
減資	250,000		250,000	250,000			-	-
資本準備金の取崩		250,000	250,000	-			-	-
欠損填補			129,386	129,386	129,386	129,386	-	-
当期純損失					437,603	437,603	437,603	437,603
当期変動額合計	-	-	370,613	370,613	308,217	308,217	62,396	62,396
当期末残高	100,000	50,000	796,165	846,165	437,603	437,603	508,562	508,562

第20期
自 平成29年 1 月 1 日
至 平成29年12月31日

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	50,000	796,165	846,165	437,603	437,603	508,562	508,562
当期変動額								
当期純利益					116,159	116,159	116,159	116,159
当期変動額合計	-	-	-	-	116,159	116,159	116,159	116,159
当期末残高	100,000	50,000	796,165	846,165	321,443	321,443	624,722	624,722

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準 及び評価方法	その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
3．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
4．その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

第20期 自 平成29年 1 月 1 日 至 平成29年12月31日
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第19期 （平成28年12月31日現在）	第20期 （平成29年12月31日現在）
* 1 関係会社項目	* 1 関係会社項目
預金 762,708千円	預金 892,530千円

（損益計算書関係）

第19期 （平成28年12月31日現在）	第20期 （平成29年12月31日現在）
-	* 1 当社の親会社であるBNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディングより、当社の営業を支援する目的で現金の贈与を受けたものであります。

（株主資本等変動計算書関係）

第19期 自 平成28年 1 月 1 日 至 平成28年12月31日				
1．発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	39,000	50,000	-	89,000
*1 普通株式の発行済株式の増加 50,000株は、平成28年7月26日付のBNPパリバ インベストメント・パートナーズ SAを割当先とするものであります。				
2．配当に関する事項 該当事項はありません。				
第20期 自 平成29年 1 月 1 日 至 平成29年12月31日				
1．発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	89,000	-	-	89,000
2．配当に関する事項 該当事項はありません。				

（リース取引関係）

第19期 自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日	第20期 自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日												
オペレーティング・リース取引は次の通りであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料 (借主側) <table> <tr> <td>1年内</td><td>168,665千円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>153,016千円</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>321,681千円</td></tr> </table>	1年内	168,665千円	1年超	153,016千円	合 計	321,681千円	オペレーティング・リース取引は次の通りであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料 (借主側) <table> <tr> <td>1年内</td><td>158,690千円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>4,255千円</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>162,945千円</td></tr> </table>	1年内	158,690千円	1年超	4,255千円	合 計	162,945千円
1年内	168,665千円												
1年超	153,016千円												
合 計	321,681千円												
1年内	158,690千円												
1年超	4,255千円												
合 計	162,945千円												

1. 金融商品の状況に関する事項

第19期

自 平成28年1月1日

至 平成28年12月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分がグループ会社（ビー・エヌ・ピー・パリバ）に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。

営業債権のうち、未収運用受託報酬、未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは僅少であります。

営業債務である未払手数料及び未払委託調査費、並びにその他未払金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受け取った報酬の中から支払われるものであり、流動性リスクは僅少であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

外貨建営業債権債務は、通貨別に状況を把握することにより為替変動リスクを管理しております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

第19期 (平成28年12月31日現在)			
平成28年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。			
(単位：千円)			
科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	769,217	769,217	-
未収委託者報酬	392,492	392,492	-
未収運用受託報酬	144,893	144,893	-
未収収益	194,894	194,894	-
資産計	1,501,498	1,501,498	-
未払手数料	121,881	121,881	-
未払委託調査費	167,182	167,182	-
その他未払金	57,075	57,075	-
未払費用	106,351	106,351	-
負債計	452,490	452,490	-

(注１) 金融商品の時価の算定方法

(1) 預金
預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益
これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未払手数料、未払委託調査費
これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) その他未払金、未払費用
これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注２) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	769,217	-	-	-
未収委託者報酬	392,492	-	-	-
未収運用受託報酬	144,893	-	-	-
未収収益	194,894	-	-	-

1. 金融商品の状況に関する事項

第20期

自 平成29年1月1日

至 平成29年12月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分がグループ会社（ビー・エヌ・ピー・パリバ）に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。

営業債権のうち、未収運用受託報酬、未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは僅少であります。

営業債務である未払手数料及び未払委託調査費、並びにその他未払金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受け取った報酬の中から支払われるものであり、流動性リスクは僅少であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

外貨建営業債権債務は、通貨別に状況を把握することにより為替変動リスクを管理しております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

第20期
(平成29年12月31日現在)

平成29年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	899,569	899,569	-
未収委託者報酬	347,529	347,529	-
未収運用受託報酬	133,177	133,177	-
未収収益	212,728	212,728	-
資産計	1,593,004	1,593,004	-
未払手数料	75,196	75,196	-
未払委託調査費	192,152	192,152	-
その他未払金	98,895	98,895	-
未払費用	108,139	108,139	-
負債計	474,383	474,383	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 預金
預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益
これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未払手数料、未払委託調査費
これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) その他未払金、未払費用
これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
預金	899,569	-	-	-
未収委託者報酬	347,529	-	-	-
未収運用受託報酬	133,177	-	-	-
未収収益	212,728	-	-	-

（有価証券関係）

第19期 （平成28年12月31日現在）	第20期 （平成29年12月31日現在）
重要性が低いため記載を省略しております。	重要性が低いため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

第19期 自 平成28年 1 月 1 日 至 平成28年12月31日	第20期 自 平成29年 1 月 1 日 至 平成29年12月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

第19期 自 平成28年 1 月 1 日 至 平成28年12月31日	第20期 自 平成29年 1 月 1 日 至 平成29年12月31日																								
1．採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として、キャッシュバランスプランおよび確定拠出制度を採用しております。なお、当社が有するキャッシュバランスプランは、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。平成28年4月1日より退職一時金制度はキャッシュバランスプランに引継がれております。 2．簡便法を適用した確定給付制度 (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>退職給付引当金の期首残高</td><td>289,900千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>43,055千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>43,009千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金への振替額</td><td>7,246千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td><td>282,700千円</td></tr> </table> (2) 退職給付費用 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>43,055千円</td></tr> </table> 3．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、24,389千円でありました。	退職給付引当金の期首残高	289,900千円	退職給付費用	43,055千円	退職給付の支払額	43,009千円	その他未払金への振替額	7,246千円	退職給付引当金の期末残高	282,700千円	簡便法で計算した退職給付費用	43,055千円	1．採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として、キャッシュバランスプランおよび確定拠出制度を採用しております。なお、当社が有するキャッシュバランスプランは、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 2．簡便法を適用した確定給付制度 (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>退職給付引当金の期首残高</td><td>282,700千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>21,847千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>83,810千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金への振替額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td><td>220,737千円</td></tr> </table> (2) 退職給付費用 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>21,847千円</td></tr> </table> 3．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、29,745千円でありました。	退職給付引当金の期首残高	282,700千円	退職給付費用	21,847千円	退職給付の支払額	83,810千円	その他未払金への振替額	-	退職給付引当金の期末残高	220,737千円	簡便法で計算した退職給付費用	21,847千円
退職給付引当金の期首残高	289,900千円																								
退職給付費用	43,055千円																								
退職給付の支払額	43,009千円																								
その他未払金への振替額	7,246千円																								
退職給付引当金の期末残高	282,700千円																								
簡便法で計算した退職給付費用	43,055千円																								
退職給付引当金の期首残高	282,700千円																								
退職給付費用	21,847千円																								
退職給付の支払額	83,810千円																								
その他未払金への振替額	-																								
退職給付引当金の期末残高	220,737千円																								
簡便法で計算した退職給付費用	21,847千円																								

（税効果会計関係）

第19期 自 平成28年 1 月 1 日 至 平成28年12月31日	第20期 自 平成29年 1 月 1 日 至 平成29年12月31日
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
（単位：千円）	（単位：千円）
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金 97,814	退職給付引当金 76,353
役員退職慰労引当金 2,264	役員退職慰労引当金 2,998
賞与引当金 42,920	賞与引当金 40,260
未払金 37,818	未払金 37,162
未払費用 30,231	未払費用 35,614
その他 73,134	その他 72,524
繰越欠損金 2,521,489	繰越欠損金 1,929,548
繰延税金資産小計 2,805,669	繰延税金資産小計 2,194,461
評価性引当額 2,805,669	評価性引当額 2,194,461
繰延税金資産合計 -	繰延税金資産合計 -
繰延税金負債 -	繰延税金負債 -
繰延税金資産(負債)の純額 -	繰延税金資産(負債)の純額 -
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、差異の原因についての記載を省略しております。	法定実効税率 34.81%
	（調整）
	住民税均等割 2.82%
	交際費等永久に損金に算入されない項目 6.65%
	繰越欠損金の期限切れ 425.91%
	評価性引当額の増減額 453.42%
	その他 2.95%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 13.83%

（資産除去債務関係）

第19期 自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日	第20期 自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日												
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を15年(建物付属設備の減価償却期間)と見積もり、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り0.94%から1.48%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 <table> <tr> <td>期首残高</td><td>102,699千円</td></tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td><td><u>1,211千円</u></td></tr> <tr> <td>期末残高</td><td><u>103,910千円</u></td></tr> </table>	期首残高	102,699千円	時の経過による調整額	<u>1,211千円</u>	期末残高	<u>103,910千円</u>	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を15年(建物付属設備の減価償却期間)と見積もり、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り0.94%から1.48%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 <table> <tr> <td>期首残高</td><td>103,910千円</td></tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td><td><u>1,226千円</u></td></tr> <tr> <td>期末残高</td><td><u>105,136千円</u></td></tr> </table>	期首残高	103,910千円	時の経過による調整額	<u>1,226千円</u>	期末残高	<u>105,136千円</u>
期首残高	102,699千円												
時の経過による調整額	<u>1,211千円</u>												
期末残高	<u>103,910千円</u>												
期首残高	103,910千円												
時の経過による調整額	<u>1,226千円</u>												
期末残高	<u>105,136千円</u>												

（セグメント情報等）

第19期 自 平成28年 1 月 1 日 至 平成28年12月31日				
(セグメント情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
(関連情報)				
1．製品及びサービスごとの情報 (単位：千円)				
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業 収益	1,359,986	414,419	669,500	2,443,906
2．地域ごとの情報				
(1) 営業収益 (単位：千円)				
日本	オランダ	ルクセンブルク	その他	合計
1,576,547	335,681	331,250	200,428	2,443,906
(注) 投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。				
(2) 有形固定資産 該当事項はありません。				
3．主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)				
顧客の名称	営業収益		関連するセグメント名	
ヘッジファンド・リターン・ ターゲットファンド・為替ヘッ ジあり (SMA専用)	365,464		なし	
BNPパリバ インベストメン ト・パートナーズ・ネーデルラ ント・エヌ・ブイ	335,681		なし	
BNPパリバ インベストメン ト・パートナーズ・ルクセンブ ルクSA	331,250		なし	
(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報) 該当事項はありません。				
(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報) 該当事項はありません。				
(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報) 該当事項はありません。				

第20期

自 平成29年 1 月 1 日

至 平成29年12月31日

（セグメント情報）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

1．製品及びサービスごとの情報 （単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,159,808	361,192	728,121	2,249,122

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益 （単位：千円）

日本	ルクセンブルク	オランダ	その他	合計
1,337,132	338,926	286,971	286,092	2,249,122

（注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。

(2) 有形固定資産

該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報 （単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり（適格機関投資家専用）	357,556	なし
BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク	338,926	なし
BNPパリバ・アセットマネジメント・ネーデルラントN.V.	286,971	なし

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（関連当事者関係）

1．関連当事者との取引

第19期（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	BNPパリバ インベストメン ト・パート ナーズ S A	パリ、 フランス 共和国	23百万 ユーロ	持株会 社	直接 100%	増資の引受	増資 （注1）	500,000	-	-

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社 の子会社	BNPパリバ インベストメン ト・パート ナーズ・ネー デルラント・ エヌ・ファイ	アムステ ルダム、 オランダ 共和国	225千 ユーロ	資産 運用業	無し	運用再委託契約 の締結	その他 営業収 益の受入	335,681	未収収益	80,613
親会社 の子会社	BNPパリバ インベストメン ト・パート ナーズ・ルク センブルク S A	ルクセン ブルク、 ルクセン ブルク大 公国	3百万 ユーロ	資産 運用業	無し	運用再委託契約 の締結 運用受託契約の 締結	その他 営業収 益の受入 運用受託 報酬の 受入	123,390 197,859	未収収益 未収運用 受託報酬	34,528 42,760
親会社 の子会社	BNPパリバ アセットマネ ジメント S A S	パリ、 フランス 共和国	70百万 ユーロ	資産 運用業	無し	運用再委託契約 の締結 業務委託契約の 締結	その他 営業収 益の受入 業務委託 費の支払	135,733 78,932	未収収益 未払費用	48,233 14,194
親会社 の子会社	BNPパリバ インベストメン ト・パート ナーズ・ベル ギー S A	ブリュッ セル、 ベルギー 王国	54百万 ユーロ	資産 運用業	無し	業務委託契約の 締結	業務委託 費の支払	116,509	未払費用	18,575
親会社 の子会社	ファンド クエスト アドバイザー S A S U	パリ、 フランス 共和国	3百万 ユーロ	資産 運用業	無し	業務委託契約の 締結	諸経費 の支払	17,476	未払費用	17,832

親会社 の子会社	フィッ シャー・フラ ンシス・ト リーズ・アン ド・ワッツ・ インク	ニュー ヨーク、 アメリカ 合衆国	64百万 ドル	資産 運用業	無し	運用再委託契約 の締結	委託調査 費の支払	30,603	未払委託 調査費	21,713
親会社 の子会社	カーディフ・ アシュアラン ス・ヴィ	パリ、 フランス 共和国	719百万 ユーロ	生命保 険業	無し	運用受託契約の 締結	運用受託 報酬の 受入	39,522	未収運用 受託報酬	18,805

第20期（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	BNPパリ バ・アセット マネジメン ト・ホール ディング （注3）	パリ、 フランス 共和国	23百万 ユーロ	持株会 社	直接 100%	現金の贈与	受贈益 （注2）	500,000	-	-

(2) 兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社 の子会社	BNPパリ バ・アセット マネジメン ト・ネーデル ラントN.V. （注3）	アムステ ルダム、 オランダ 共和国	225千 ユーロ	資産 運用業	無し	運用再委託契約 の締結	その他 営業収 益の受入	286,971	未収収益	71,492
親会社 の子会社	BNPパリ バ・アセット マネジメン ト・ルクセン ブルク （注3）	ルクセン ブルク、 ルクセン ブルク大 公国	3百万 ユーロ	資産 運用業	無し	運用再委託契約 の締結 運用受託契約の 締結	その他 営業収 益の受入 運用受託 報酬の 受入	145,057 183,869	未収収益 未収運用 受託報酬	29,700 48,150
親会社 の子会社	BNPパリ バ・アセット マネジメン ト・フランス （注3）	パリ、 フランス 共和国	120百万 ユーロ	資産 運用業	無し	運用再委託契約 の締結 業務委託契約の 締結	その他 営業収 益の受入 業務委託 費の支払	116,636 63,997	未収収益 未払費用	97,947 22,061

親会社 の子会社	BNPパリ バ・アセット マネジメン ト・ベルギー （注3）	ブリュッ セル、 ベルギー 王国	54百万 ユーロ	資産 運用業	無し	業務委託契約の 締結	業務委託 費の支払	105,832	未払費用	29,923
親会社 の子会社	BNPパリ バ・アセット マネジメン ト USA イン ク （注3）	ニュー ヨーク、 アメリカ 合衆国	64百万 ドル	資産 運用業	無し	運用再委託契約 の締結	委託調査 費の支払	36,854	未払委託 調査費	25,671
親会社 の子会社	BNPパリ バ・アセット マネジメン ト・ブラジル LTDA	サンパウ ロ、ブラ ジル連邦 共和国	15百万 レアル	資産 運用業	無し	運用再委託契約 の締結	委託調査 費の支払	59,781	未払委託 調査費	37,683
親会社 の子会社	カーディフ・ アシュアラン ス・ヴィ	パリ、 フランス 共和国	719百万 ユーロ	生命保 険業	無し	運用受託契約の 締結	運用受託 報酬の 受入	35,280	未収運用 受託報酬	19,381

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）当社の行った株主割当増資を1株当たり10,000円で引き受けたものであります。

（注2）当社の営業を支援する目的で現金の贈与を受けたものであります。

（注3）BNPパリバ・グループの資産運用部門では新しいブランド名「BNPパリバ・アセットマネジメント」の採用に伴い、平成29年6月1日付で海外現地法人の社名変更をしております。

（注4）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注5）国内取引については、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。海外取引については、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 親会社に関する情報

(1) 親会社情報

BNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディング（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

（１株当たり情報）

第19期 自 平成28年 1 月 1 日 至 平成28年12月31日	第20期 自 平成29年 1 月 1 日 至 平成29年12月31日																
・ 1株当たり純資産 5,714円 ・ 1株当たり当期純損失 7,206円	・ 1株当たり純資産 7,019円 ・ 1株当たり当期純利益 1,305円																
1株当たり当期純損失の算定上の基礎 <table> <tr> <td>当期純損失</td><td>437,603千円</td></tr> <tr> <td>普通株主に帰属しない金額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>普通株式に係る当期純損失</td><td>437,603千円</td></tr> <tr> <td>期中平均株式数・普通株式</td><td>60,721株</td></tr> </table>	当期純損失	437,603千円	普通株主に帰属しない金額	-	普通株式に係る当期純損失	437,603千円	期中平均株式数・普通株式	60,721株	1株当たり当期純利益の算定上の基礎 <table> <tr> <td>当期純利益</td><td>116,159千円</td></tr> <tr> <td>普通株主に帰属しない金額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>普通株式に係る当期純利益</td><td>116,159千円</td></tr> <tr> <td>期中平均株式数・普通株式</td><td>89,000株</td></tr> </table>	当期純利益	116,159千円	普通株主に帰属しない金額	-	普通株式に係る当期純利益	116,159千円	期中平均株式数・普通株式	89,000株
当期純損失	437,603千円																
普通株主に帰属しない金額	-																
普通株式に係る当期純損失	437,603千円																
期中平均株式数・普通株式	60,721株																
当期純利益	116,159千円																
普通株主に帰属しない金額	-																
普通株式に係る当期純利益	116,159千円																
期中平均株式数・普通株式	89,000株																
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。																

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期別		第21期中間会計期間末 (平成30年6月30日現在)	
資産の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
流動資産			
預金			681,446
前払費用			5,435
未収委託者報酬			241,100
未収運用受託報酬			86,218
未収収益			138,034
立替金			762
流動資産計			1,152,998
固定資産			
投資その他の資産			13,317
長期差入保証金		7,317	
その他		6,000	
固定資産計			13,317
資産合計			1,166,316

有価証券報告書（内国）

期別		第21期中間会計期間末 (平成30年6月30日現在)	
負債の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
流動負債			
預り金			30,767
未払金			300,890
未払手数料		40,745	
未払委託調査費		184,406	
その他未払金		75,738	
未払費用			100,014
未払法人税等			1,900
未払消費税等	* 1		6,970
賞与引当金			56,232
役員賞与引当金			15,009
流動負債計			511,783
固定負債			
退職給付引当金			222,539
役員退職慰労引当金			9,745
資産除去債務			105,755
固定負債計			338,040
負債合計			849,823
純資産の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
株主資本			
資本金			100,000
資本剰余金			846,165
資本準備金		50,000	
その他資本剰余金		796,165	
利益剰余金			629,672
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		629,672	
株主資本合計			316,493
純資産合計			316,493
負債・純資産合計			1,166,316

(2) 中間損益計算書

期 別		第21期中間会計期間 自 平成30年 1月 1日 至 平成30年 6月30日	
科 目	注記 番号	内 訳	金 額
		千円	千円
営業収益			
委託者報酬			490,391
運用受託報酬			178,028
その他営業収益			254,917
営業収益計			923,337
営業費用			
支払手数料			146,006
広告宣伝費			149
調査費			250,619
調査研究費		14,159	
委託調査費		236,460	
委託計算費			36,049
営業雑経費			9,583
印刷費		7,547	
協会費		2,036	
営業費用計			442,409
一般管理費			
給料			391,707
役員報酬		20,081	
給料・手当		365,323	
賞与		6,301	
業務委託費			124,913
交際費			1,415
旅費交通費			9,313
租税公課			811
不動産賃借料			102,477
賞与引当金繰入額			48,701
役員賞与引当金繰入額			4,548
退職給付費用			26,695
役員退職慰労引当金繰入額			1,077
諸経費			76,590
一般管理費計			788,253
営業損失			307,324

期 別		第21期中間会計期間 自 平成30年 1月 1日 至 平成30年 6月30日	
科 目	注記 番号	内 訳	金 額
		千円	千円
営業外収益			
受取利息			0
為替差益			1,312
雑益			1,440
営業外収益計			2,753
営業外費用			
雑損失			110
営業外費用計			110
経常損失			304,682
特別損失			
割増退職金			1,646
特別損失計			1,646
税引前中間純損失			306,329
法人税、住民税及び事業税			1,900
中間純損失			308,229

(3) 中間株主資本等変動計算書

第21期中間会計期間
自 平成30年 1月 1日
至 平成30年 6月30日

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	50,000	796,165	846,165	321,443	321,443	624,722	624,722
当中間期変動額								
中間純損失					308,229	308,229	308,229	308,229
当中間期変動額合計	-	-	-	-	308,229	308,229	308,229	308,229
当中間期末残高	100,000	50,000	796,165	846,165	629,672	629,672	316,493	316,493

重要な会計方針

第21期中間会計期間 自 平成30年 1月 1日 至 平成30年 6月30日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算については、退職給付に係る当中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第21期中間会計期間末 (平成30年6月30日現在)	
* 1	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の未払消費税等として表示しております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

第21期中間会計期間 自 平成30年 1月 1日 至 平成30年 6月30日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	89,000	-	-	89,000
2. 配当に関する事項				
該当事項はありません。				

（リース取引関係）

第21期中間会計期間 自 平成30年 1月 1日 至 平成30年 6月30日	
オペレーティング・リース取引は次のとおりであります。	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料	
(借主側)	
1年内	82,168 千円
1年超	1,418 千円
合 計	83,587 千円

（金融商品関係）

第21期中間会計期間末
(平成30年6月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

平成30年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。
(単位:千円)

科 目	中間貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預 金	681,446	681,446	-
未収委託者報酬	241,100	241,100	-
未収運用受託報酬	86,218	86,218	-
未収収益	138,034	138,034	-
資産計	1,146,800	1,146,800	-
未払手数料	40,745	40,745	-
未払委託調査費	184,406	184,406	-
その他未払金	75,738	75,738	-
未払費用	100,014	100,014	-
負債計	400,904	400,904	-

(注1)金融商品の時価の算定方法

(1)預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

第21期中間会計期間末 (平成30年6月30日現在)
重要性が低いとため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

第21期中間会計期間末 (平成30年6月30日現在)
該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第21期中間会計期間 自 平成30年 1月 1日 至 平成30年 6月30日	
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	105,136千円
時の経過による調整額	<u>618千円</u>
当中間会計期間末残高	105,755千円

（セグメント情報等）

第21期中間会計期間
自 平成30年 1月 1日
至 平成30年 6月30日

（セグメント情報）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への 営業収益	490,391	178,028	254,917	923,337

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日 本	オランダ	ルクセンブルク	その他	合計
583,657	119,870	136,849	82,959	923,337

（注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。

(2) 有形固定資産

該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり（適格機関投資家専用）	159,486	なし
BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク	136,849	なし
BNPパリバ・アセットマネジメント・ネーデルラント N.V.	119,870	なし

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第21期中間会計期間 自 平成30年 1月 1日 至 平成30年 6月30日	
1株当たり純資産額	3,556円
1株当たり中間純損失	3,463円
1株当たり中間純損失の算定上の基礎	
中間純損失	308,229千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失	308,229千円
期中平均株式数	普通株式 89,000株
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。 ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称：三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額：324,279百万円（2018年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

・名 称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・資本金の額：10,000百万円（2018年3月末現在）

・業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2018年3月末現在)	事業の内容
大和証券株式会社	100,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

名 称：BNPパリバ・アセットマネジメント・ブラジル

資本の額：15,226千レアル（2018年12月末現在）

事業の内容：有価証券等に係る投資顧問業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務等を行います。

(2) 販売会社：販売会社として、募集の取扱い、販売、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社：マザーファンドに関して、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社：該当事項はありません。

(2) 販売会社：該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社：委託会社及び投資顧問会社の最終的親会社はビー・エヌ・ピー・パリバです。

第3【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

2018年8月10日 有価証券報告書

2018年8月10日 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成30年3月2日

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	正田 誠	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ・アセットマネジメント株式会社（旧社名 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社（旧社名 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年12月19日

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているBNPパリバ・ブラジル・ファンド（株式型）の平成30年5月11日から平成30年11月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ・ブラジル・ファンド（株式型）の平成30年11月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年9月12日

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	正田 誠	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ・アセットマネジメント株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第21期事業年度の中間会計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。